

## 「幼小連携・接続研究事業」実施要項

島根県教育委員会

### 1 趣旨

平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針において、小学校の教師との連携を図り、幼稚園教育等と小学校教育との円滑な接続を図るように努めるものとしている。

同様に、同年同月に告示された小学校学習指導要領 第 1 章総則において、「学校段階等間の接続」が新設され、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施することとしている。

このことについて、平成 30 年 9 月に県が実施した幼児教育に関わる実態調査において、年数回の交流はあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行っていないと回答した幼児教育施設等及び小学校等がともに 55%以上という結果であり、交流や連携を踏まえた接続に課題がある。

本事業は、幼小の連携・接続の重要性及び上記の背景を踏まえ、平成 31 年度策定予定の島根県幼児教育振興プログラム（仮称）に基づき、県内モデル園校を指定し、幼小連携・接続について実践的に研究を行い、県内の幼児教育施設等、小学校等にその研究成果を普及することを目指すものである。

### 2 事業の概要

#### (1) モデル園校

委託市町村からの推薦により、県が指定した小学校等及び幼児教育施設を「モデル園校」とする。

#### (2) 研究内容

委託市町村、モデル園校において、島根県幼児教育振興プログラム（仮称）及び市町村の乳幼児教育、幼小連携・接続についての方針（以下、市町村の方針と言う）に基づき、小学校教育との接続を見通した 0 歳から小学校就学前までの乳幼児教育及び幼小の効果的な交流や連携、それを踏まえた接続について、実践的に研究する。島根県教育委員会がその知見を集約、普及する。

#### (3) 研究期間

委託市町村及びモデル園校における研究期間を 2 年間とする。

### 3 事業の実施方法

(1) 委託市町村は、市町村の方針に基づき、モデル園校の研究に対して指導・助言を行う。

(2) 委託市町村とモデル園校は、島根県幼児教育振興プログラム（仮称）及び市町村の方針に基づき、0 歳から小学校就学前までの乳幼児教育及び幼小の効果的な交流や連携、それを踏まえた接続について実践的に研究する。

(3) モデル園校は、幼小の交流・連携に関する年間計画及び幼小接続期カリキュラムを作成し、それに基づく幼小の交流・連携を実施する。

(4) モデル園（幼児教育施設）は小学校教育との接続を見通した 0 歳から就学前までの乳幼児教育について研究し、年 1 回以上保育を公開する。

(5) モデル校は接続期カリキュラム（スタートカリキュラム）の作成・実施・改善に取り組む。

(6) 島根県教育委員会は、モデル園校を所管する市町村と業務委託契約を締結する。

(7) 島根県教育委員会は、委託市町村とモデル園校の研究に対して指導・助言を行う。また、研究の円滑な実施に資するため、モデル園校訪問を実施する。

#### 4 モデル園校の決定

- (1) 本事業の実施を希望する市町村は申請書（様式1）、実施計画書（様式2）及び所要経費の積算内訳（様式3）を作成し、定められた期日までに島根県教育庁教育指導課に提出する。
- (2) 島根県教育委員会は、実施計画書等を検討し、委託市町村を決定する。

#### 5 事業の報告等

- (1) 委託市町村は、送付書（様式4）、研究成果物とともに年度の終わりまでに事業実施報告書（様式5）と収支決算書（様式6）を作成し、教育指導課あて提出する。
- (2) 島根県教育委員会は、委託市町村に対して実践事例の原稿執筆や資料提出を求めることができる。

#### 6 研究成果物

- (1) モデル園校 交流・連携に関する年間計画
- (2) モデル園 保育公開（年1回以上）及び保育指導案等
- (3) モデル校 平成31年度の実施をもとに作成したスタートカリキュラム案（平成32年度実施予定のもの）

#### 7 成果の普及

- (1) 事業実施報告書については、本事業の調査・研究成果を普及するため、島根県教育委員会においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、書籍、県ポータルサイト、しまねの教育情報Web(EIOS)及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (2) モデル園校においては、成果物の提供等を通して、本事業の成果を普及し、他幼児教育施設及び小学校等との共有を図るよう、積極的な情報提供を行うものとする。

#### 8 事業経費

- (1) 島根県教育委員会と当該市町村との間で委託契約を締結する。
- (2) 1モデル園校の経費の上限は30,000円とする。

#### 9 その他

- (1) 島根県教育委員会は、必要に応じ、この事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行う。
- (2) この要項に定めるもののほか、本事業の円滑な実施のために必要なものは委託先市町村と島根県教育委員会の協議によってこれを定める。

#### 附則

- 1 この要項は平成31年4月1日から施行する。